

コースアップ

福祉灯油購入 助成金の申請を受け付けています

対象となる可能性がある世帯に申請書を郵送していますので、2/28(月)までに提出してください。

対象 申請時に市内に住民登録があり、今年度の世帯全員の個人市民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯（施設に入所または入院中の方を除く）

- 満70歳以上の方がいる（年度内になる方を含む）
- ひとり親家庭等医療費助成の受給対象

- 重度障害者がいる
- 生活保護世帯（申請不要）

助成額 1世帯10,000円、
生活保護世帯5,000円

申請方法 2/28(月)まで（当日消印有効）に、申請書を福祉灯油担当へ郵送

【詳細】福祉灯油担当☎29・5001



旭川市飲食店 感染防止対策 認証取得奨励金の申請を受け付けています

感染拡大のリスク低減等に取り組む飲食店に対して、奨励金を給付します。

対象 申請時点で北海道の第三者認証制度の認証を取得しており、CO2センサーの設置、適切な換気に取り組む市内飲食店の事業者

給付額 1店舗20万円

申請方法 2/28(月)まで（必着）に、第三庁舎案内、道の

駅あさひかわ（神楽4の6）、市庁にある申請書に記入して郵送（感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします）

郵送先 〒070-8004 神楽4の6
道の駅あさひかわ内 経済交流課

【詳細】経済交流課☎73・9850
（平日9:00~17:00）



旭川市事業継続応援支援金の申請期限は1/31(月)です

北海道の緊急事態措置等に伴う飲食店等への協力支援金の対象とならない事業者のうち、一定の収入減少があり、国の月次支援金や北海道の道特別支援金B・Cの給付決定者となった事業者に、市独自で上乗せして支援金を給付します。

対象となる事業者は、事前に**道特別支援金B・Cの申請を1/31(月)まで**にお願いします。なお、月次支援金は、申請期限が過ぎていたため申請できません



月次支援金



道特別支援金

給付対象	市からの給付額	市への申請期限
市内に本社・本店がある事業者で次のいずれかの給付決定者		
5月～9月分のいずれかの月次支援金	法人＝上限20万円×最大5か月 個人＝上限10万円×最大5か月	1/31(月)まで
道特別支援金B・C	法人＝20万円×最大2回 個人＝10万円×最大2回	申請不要

1/27(木)までの毎週火・木曜日に、道特別支援金等の相談窓口（予約制）を開設しています

【詳細】同課☎73・9850

申請方法 1/31(月)まで（当日消印有効）に、第三庁舎案内、道の駅あさひかわ（神楽4の6）、市庁等にある申請書に記入して郵送（感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします）

郵送先 〒070-8004 神楽4の6 道の駅あさひかわ内 経済交流課

【詳細】経済交流課☎73・9850（平日8:45~17:15）



除雪車の走行経路を 公開します



深夜から早朝にかけての除雪作業で、除雪車が走行した経路を市庁でご覧いただけます。今年度は試行的に、中央地区、神楽・緑が丘・西神楽地区、永山・新旭川地区の情報を公開します（3月末まで）。

【詳細】雪対策課☎25・6225

